

## 国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化登録申請書

黒潮町長 様

国民健康保険高額療養費の支給申請手続の簡素化の登録について、下記の承諾事項を承諾し、申請します。

申請者 (世帯主)	個人番号			
	氏名 (自署又は記名押印)	生年月日	年 月 日	生
	住所	黒潮町		
	電話番号			

口座振替 依頼欄	国民健康保険高額療養費の振込を希望する次のいずれかのチェック欄（ <input type="checkbox"/> ）に ✓（チェック）を入れてください。 <input type="checkbox"/> マイナポータルで事前登録した世帯主の公金受取口座を利用します。 ※公金受取口座への振込を希望し、上記にチェックを入れた場合は、次の振込 先口座に記入は必要ありませんが、記入があった場合には次の振込先口座への 振込を優先します。 <input type="checkbox"/> 下記世帯主の振込先口座に振り込みを希望します。		
	銀行 農協・信漁連 信用（金庫・組合）	支店 出張所 支所	預金種別 普通・当座
	口座番号	フリガナ	
		口座名義人	

## 【承諾事項】

- 私の国民健康保険税の納付状況について、黒潮町長が調査すること。
- 医療機関に支払うべき一部負担金（以下「一部負担金」という。）の未納がないこと。また、今後一部負担金が未納となった場合は、黒潮町長に速やかに申し出ること。
- 一部負担金について疑義が生じた場合は、必要に応じて黒潮町長が医療機関に照会すること。
- 世帯主の変更や被保険者の記号番号及び振込口座に変更があった場合は、再度申請を行うこと。
- 高額療養費の支給後に、医療機関等から黒潮町への請求金額等に変更があり、返還額が発生した場合は、黒潮町に返還すること。
- 通勤途中若しくは工作中的の負傷又は第三者の行為による負傷の際は、その旨を黒潮町長に届け出ること。
- 承諾事項に反する内容で支給を受けた場合は、支給を受けた高額療養費の返還を行うこと。
- 次の（1）から（6）までのいずれかに該当する場合は、手続の簡素化の登録が解除されること。
  - 世帯に属する被保険者の資格に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合
  - 指定した振込先金融機関口座に高額療養費が振込みできなくなった場合
  - 国民健康保険法上の世帯主でなくなった場合
  - 国民健康保険税（現年度課税分を除く。）の滞納がある場合
  - 申請の内容に偽りその他不正があった場合
  - その他町長が解除すべきと認める場合